

道路交通法、路上寝込みに関する法律の改正を求める意見書

石垣市は、沖縄本島より気候が温暖な事と車の往来が激しくないこともあり路上寝込みが起きやすい環境下にあります。路上寝込みは、人身事故や窃盗、置き引き等、多くのトラブルに繋がります。

石垣市では毎年約 600 件の路上寝込みが報告されています。沖縄県では路上寝込みは、毎年約 7,000 件ですので人口割合で考えると沖縄本島と比較しても路上寝込み数は非常に高い割合となっています。

道路交通法は「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的」に作られています。

同法第 76 条 4 項 2 号は「道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、座り、しゃがみ、又は立ち止まっている事」をしてはならないと定めています。いずれも最大罰金 5 万円の罪です。この法律で路上寝込みは対応出来ると思われませんが、しかし沖縄県では一度も適用されておられません。

その理由が、「交通の妨害となるような方法」に道路沿いの建物を背もたれにして寝たり、道路の隅で寝ている場合は、交通の妨害になっているか判断が必要になること、さらに全ての原則として「故意」であったという証明が必要なため、本人がその寝方が交通の妨害となることを認識した上で寝た必要があることから、多くの場合当てはまらなく、自宅だと勘違いして寝た場合などは、罪に問えないこととなります。

石垣市で路上寝込み防止宣言や路上寝防止対策及び適正飲酒に関する要請決議等が、平成 17 年、平成 26 年、平成 30 年と 3 回出されておりますが、状況は全く変わっておらず警察官を含め多くの関係者が罰則のついた条例が必要だという意見が出ていますが、条例では罰則を設けることが難しく、罰則のない条例でさえ、他自治体は制定が難しいという事で、できませんでした。

このことを考えれば、酔っぱらって路上に寝る行為そのものに対して罰則を科せるようにする抜本的な法律の改正が必要だと考えます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 3 月 28 日

石 垣 市 議 会

宛先 内閣総理大臣、法務大臣、警察庁長官